

# 目黒区地域公共交通会議等要綱

令和 6 年 4 月 1 日  
目都整第 5102 号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）及び目黒区地域公共交通運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、交通会議及び運賃等協議会を組織及び運営する。

## (所掌事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
  - (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価の協議に関すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。
- 2 運賃等協議会は、次に掲げる事項を所掌し、協議結果等を交通会議へ報告する。
- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等の協議に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

## (交通会議の組織)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 目黒区街づくり推進部長
- (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
- (3) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 区民
- (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 交通管理者
- (11) 学識経験者

- (12) その他区長が必要と認める者
- 2 前項第4号から第12号までの委員は、区長が委嘱する。任期は2年以内とし、再任を妨げない。
  - 3 委員が任期中に、第1項第4号から第5号まで及び第7号から第11号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
  - 4 第1項第6号及び第11号に掲げる委員については、街づくり推進部都市基盤整備課において指名した者とする。

(運賃等協議会の組織)

第5条 運賃等協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区街づくり推進部都市基盤整備課長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者

(会長)

第6条 交通会議及び運賃等協議会にそれぞれ会長を置き、第4条第1項第1号に掲げる者（運賃等協議会にあっては、第5条第1項第1号に掲げる者）をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議及び運賃等協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員（運賃等協議会にあっては、構成員）の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 第4条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。
- 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 6 交通会議の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

(運賃等協議会の運営)

第8条 運賃等協議会は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 第5条第1項第2号及び第4号に掲げる構成員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として運賃等協議会に出席させることができる。

- 3 運賃等協議会の議決を要する事項は、出席構成員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とする。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 5 運賃等協議会の庶務は、街づくり推進部都市基盤整備課において処理する。

（会議の公開）

第9条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができます。

- (1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条各号に該当するとき。
  - (2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- 2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃等協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

この要綱は、令和5年10月20日より施行する。

この要綱は、令和6年 4月 1日より施行する。